

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法*第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、江戸川区(以下、「本区」という。)の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」などを定める計画です。また本計画は、生物多様性基本法*第13条に基づく「生物多様性*の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」の内容を内包する計画とします。

本区では、昭和46(1971)年に「区民一人あたり10本の樹木、10㎡の公園面積」を目標に掲げ、長い年月をかけてみどりのまちづくりに取り組んできました。平成14(2002)年5月には、「江戸川区水と緑の行動指針*」を策定し、その後、社会情勢の変化や、区内のみどりの新たな課題に対応するため、平成25(2013)年4月に「江戸川区みどりの基本計画」を策定しています。

公園や緑地、草地、街路樹、樹林、農地といった多様なみどりに加え、河川や海などの豊富な水辺環境を有する本区では、みどりの基本計画に基づき、みどりや水辺環境の整備、農地の保全を行っています。また、区内ではみどりを愛する区民活動が活発に行われており、そのような活動に対する支援なども行っています。

区による様々な取組や区民との協働の結果、平成元(1989)年に「区民一人あたりの公園面積 10㎡(海域含む)」、令和4(2022)年に「区民一人あたりの樹木数10本」を達成しています。さらに、平成30(2018)年には、葛西海浜公園が東京都内で初めて「ラムサール条約湿地*」として登録されました。

今回の計画改定にあたっては、本区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、これまで以上に生物多様性に着目し、社会情勢や法制度の変化、国や都の動向、本区における水とみどりの現況などを踏まえて十分に反映させることとします。



整備前の新川



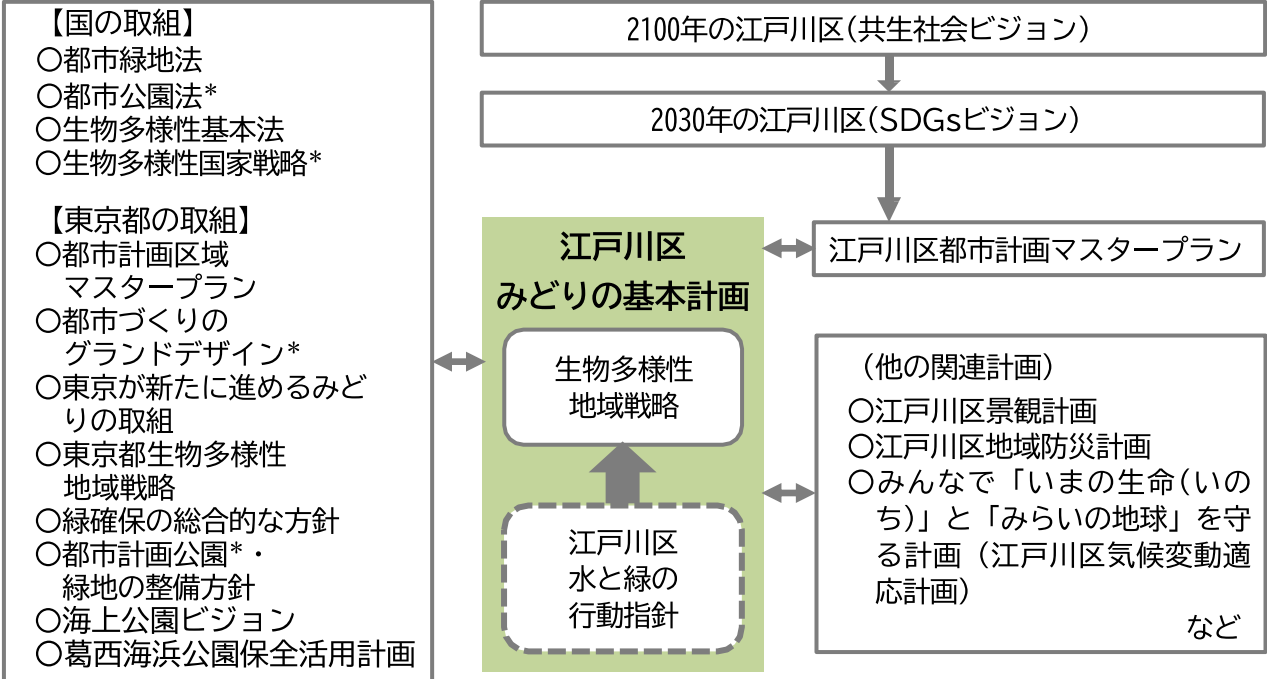
整備後の新川



フラワーガーデン

2. 計画の位置づけ

本計画は、本区の将来都市像を示している「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン) *」および「2030年の江戸川区(SDGsビジョン) *」を上位計画としています。また、本区のまちづくりの基本的な考え方を示す「江戸川区都市計画マスタープラン*」や国・東京都の関連計画とも連携を図ります。



3. 「ともに生きるまち」を目指して

本区では、令和4(2022)年8月に、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」及び「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」を策定しました。

「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」では、江戸川区のみんなで考える2100年の姿や、本区が目指す「ともに生きるまち」の未来を示しています。また、「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」では、2030年までに本区が目指すまちの姿を描いています。SDGs*の「誰一人取り残さない」という理念が、本区の「ともに生きるまち」の理念と一致することから、その実現に向けてSDGs17の目標達成を推進しています。

これらのビジョン策定にあたり、「2100年の江戸川区の姿」について区民の皆さまから意見募集を行いました。意見募集で頂いた数多くのご意見は、本計画にも反映しています。



4. 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とします。

5. みどりの役割

都市におけるみどりには、「都市環境改善」、「生物多様性保全」、「防災」、「都市景観や歴史文化形成」、「レクリエーション」などの多面的な機能を総合的に果たし、わたしたちの暮らしを支える重要な役割を担っています。みどりの主な役割は以下のとおりです。

(1) 都市環境改善の機能

みどりは、その蒸散作用によってヒートアイランド現象*を緩和する効果を持っています。また、水とみどりのネットワークにより、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市における暑熱環境が緩和されます。温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の防止、脱炭素社会*の実現にも、CO₂の吸収源としてみどりが重要な役割を担っています。



(2) 生物多様性保全の機能

みどりは、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や緑地、街路樹、水辺、学校や住宅地のみどりなどが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。



(3) 防災の機能

公園や農地など、みどりのオープンスペース*は、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。街路樹などの樹木は、火災の延焼防止や建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの機能を有し、避難路や緊急輸送路を確保する効果を発揮します。樹木や樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。



(4) 都市景観や歴史文化形成の機能

公園や街路樹、水辺などの美しいみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。また、名木、大木や屋敷林*、農地など、本区の文化や歴史などと深く関わっているみどりは、都市の景観に厚みや風格をもたらし、個性と魅力ある地域づくりに繋がります。



(5) レクリエーションの機能

子どもたちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として、また、余暇活動やスポーツ・健康づくり・自然学習のための活動の場として、公園や水辺などのオープンスペースは重要な役割を担っています。魅力的な公園緑地や水辺空間などは、観光資源としても役立ち、地域の賑わいや交流を生み出す拠点ともなります。



6. みどりを取り巻く社会情勢

国や東京都の動向より、みどりを取り巻く社会情勢のポイントを整理し、計画の改定にあたってはこれらの内容を踏まえます。

(1) 国の動向

近年の社会情勢の変化により、国では、みどりに関する新たな政策の方針などを示しています。また、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式に沿ったまちづくりの必要性や、持続可能な世界の実現に向けた取組の必要性が高まっています。

① 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について

(平成28(2016)年5月公表)

国土交通省は平成28(2016)年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、「ストック効果*をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの政策を重視すべきとしています。



これまでの考え方		重視すべき視点		これからの考え方
・整備、面積の拡大を重視	⇒	ストック効果を高める	⇒	・既存のストック(公園緑地など)を使うこと・活用することを重視
・行政主体の整備	⇒	民との連携を加速する	⇒	・区民、NPO、民間などと連携した活用
・画一的な都市公園の維持管理	⇒	都市公園の柔軟な利用	⇒	・地域と連携し、まちづくりにおいて都市公園を利用

② グリーンインフラ*推進戦略(令和元(2019)年7月策定)

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しています。

今後は、本戦略を踏まえ、プラットフォームの創設などグリーンインフラ主流化のための環境整備、推進のための支援の充実など、様々な取組を推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。

③ 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5(2023)年3月閣議決定)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成24(2012)年に閣議決定された生物多様性国家戦略は令和2(2020)年に計画期間を終え、令和5(2023)年3月に新しい国家戦略が閣議決定されました。

次期国家戦略では、生物多様性損失*と気候危機の「2つの危機」への総合的対応を明示し、新型コロナ危機を踏まえた社会の根本的変革に合わせた計画内容となっています。「自然と共生する社会」を目指し、健全な生態系の確保や生態系による恵みの維持・回復により、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げることを目指します。

④ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）（令和2(2020)年8月公表）

「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、「都市(オフィス等の機能や生活圏)」、「都市交通(ネットワーク)」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ウォークブル*な空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成する
- まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する
- 災害・感染症などのリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- 比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開など

⑤ SDGs(Sustainable Development Goals)（平成27(2015)年9月）

持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）のうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさも守ろう」「目標17 パートナーシップ*で目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。



(2) 東京都の関連計画

東京都では、国の動向を踏まえた都市づくりや、みどり、水辺に関する独自の方針を示しています。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

（令和3(2021)年3月改定）

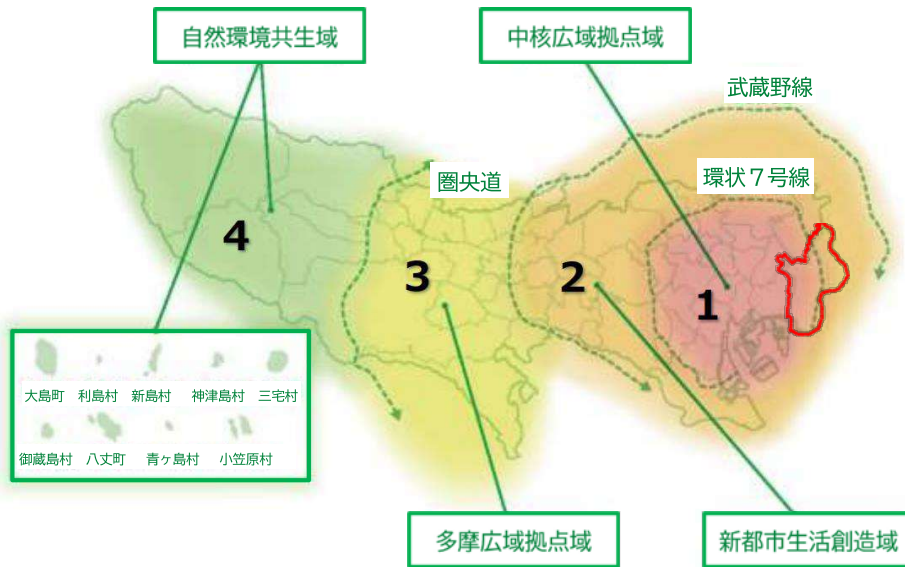
都市計画決定の方針の一つに「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会*の形成に向けた方針が定められています。

② 都市づくりのグランドデザイン（平成29(2017)年9月策定）

2040年代の目指すべき東京の都市づくりの目標を「活力とゆとりのある高度成熟都市」とし、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を打ち出しています。具体的には、「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を施策として掲げています。

③ 東京が新たに進めるみどりの取組（令和元(2019)年5月公表）

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと」を目標としています。今後の取組として主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中枢広域拠点域」および「新都市生活創造域」に位置づけられており、みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。



地域区分図

出典：東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)

都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

本区
の
地
域
区
分

地域区分	主な取組
全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり
1 中枢広域 拠点域	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出)・みどりの軸の形成
2 新都市生活 創造域	環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実(大規模公園の整備)・営農継続支援・農地の貸借の促進・生産緑地*の買取支援・田園住居地域の指定促進
3 多摩広域 拠点域	営農継続の支援・農地の貸借の促進・生産緑地の買取支援・田園住居地域の指定促進・公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)
4 自然環境 共生域	公共が保全するみどり(保全地域等における生物多様性の保全)

④ 東京都生物多様性地域戦略（令和5（2023）年4月改定）

本戦略の計画期間は令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間であり、長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定しています。

東京都における2030年の目標は「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブ*の実現）」としています。

⑤ 緑確保の総合的な方針（令和2（2020）年7月改定）

2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としており、都と区市町が合同で検討策定した「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」の方針が示されています。

⑥ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2（2020）年7月改定）

都と区市町が合同で検討策定した、みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。本整備方針では、水とみどりのネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取組が求められています。

⑦ 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（平成18（2006）年2月策定）

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取組を展開し、にぎわい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化などの方針が示されています。

⑧ 海上公園ビジョン（平成29（2017）年5月策定）

海上公園のリニューアルや運営面での充実強化を図っていくことを目的とし、生物多様性保全など自然環境面での取組を強化するとともに、地域や民間との連携により新たな賑わいを創出し、臨海地域のブランド力、東京の都市力の向上につなげていくことが示されています。

⑨ 葛西海浜公園保全活用計画（令和3（2021）年3月策定）

葛西海浜公園の自然環境の保全とさらなる利活用を目指し、関係団体と行政が相互に連携・協力するための方向性が示されています。また、ラムサール条約第3条第1項では、保全や利用に関する計画策定などが規定されており、本計画はそれに相当するものです。

(3) 本区の上位計画・関連計画など

本区は、令和3(2021)年5月に、「SDGs未来都市」に選定され、本計画の上位計画においてもSDGsの理念に合致する将来目標を掲げています。また、本区の各種計画は、国や東京都の動向が踏まえられているとともに、近年の本区の特徴や課題を考慮し、新たに策定・改定がされています。

① 2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

江戸川区のみんなで考える2100年の姿、本区の目指す「ともに生きるまち」の未来を示しており、一人ひとりの個性を大切にしながら、みんながずっと住み続けたいと思える「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指します。

② 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）（令和4(2022)年8月策定）

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、「ともに生きるまち」の理念が一致していることから、SDGsのゴールである2030年までに、本区が目指す「ともに生きるまち」の実現に向けた目標や、具体的な施策を示しています。

③ ともに生きるまちを目指す条例（令和3(2021)年7月施行）

本条例は、本区、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的として制定されました。

④ 江戸川区都市計画マスタープラン（平成31(2019)年3月改定）

「地域力で育む 暮らしやすいまち 活力あふれるまち 江戸川」を将来像とし、将来都市像の一つとして「水とみどりが暮らしに憩いを与える「快適環境都市」」を掲げています。

⑤ 江戸川区景観計画*（令和5(2023)年4月改定）

「水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり」を目標としています。

⑥ 江戸川区地域防災計画（令和3(2021)年修正）

震災時の延焼遮断帯*、避難場所、防災活動の拠点として、公園などの新設・拡充や維持管理に努めるとしています。また、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進することとしています。

⑦ みんなで「いまの生命(いのち)」と「みらいの地球」を守る計画

（江戸川区気候変動適応計画*）（令和4(2022)年12月策定）

「自然災害に関する影響への対策」として、親水公園*・親水緑道*の貯留機能の健全化など、「健康や生活・共生に関する影響への対策」として、農の風景育成地区の指定などの事業を示しています。

⑧ 農の風景育成地区（令和5(2023)年4月指定）

本区でも多くの農地が残っている鹿骨地域の一部が、「農の風景育成地区」として指定されました。本区の貴重な資源である農の風景を育成・保全していくために、本地区を中心として、地域のみなさまとともに農に関する取組を実施していきます。

コラム 農の風景育成地区とは

農地は、農作物の生産だけでなく、潤いのある「農の風景」の形成や、災害時の避難空間などとしても役立つ貴重なオープンスペースとして、多面的な機能を有しています。

東京都では、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐための「農の風景育成地区制度」を平成23(2011)年に創設しました。

本制度は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら、農の風景を保全・育成していくためのものです。令和5(2023)年4月現在、都内の6地区が農の風景育成地区に指定されています。

本区は23区中4番目の農地面積を有し、中でも鹿骨地域では農地が多く残っており、区の特産である小松菜や花卉などが生産されています。一方で、区内の農地面積は年々減少傾向にあり、鹿骨地域でも同様に、今後の農地減少が懸念されています。

本区では、農の風景を守っていくために、農家や農業関係者および区民とともに、今後の「農」のあり方についての意見交換や、農家訪問などによる検討会の開催を行いました。意見交換では、農業振興、担い手の確保、食育、マルシェなどのイベント開催の促進など、様々なご意見を頂戴し、それぞれの立場でできることを考える場となりました。

今後は、農の風景育成地区に指定された鹿骨地域を中心に、意見交換の結果をまとめた「農の風景育成計画書」に基づき、農の風景を守るためのプログラムを展開していきます。

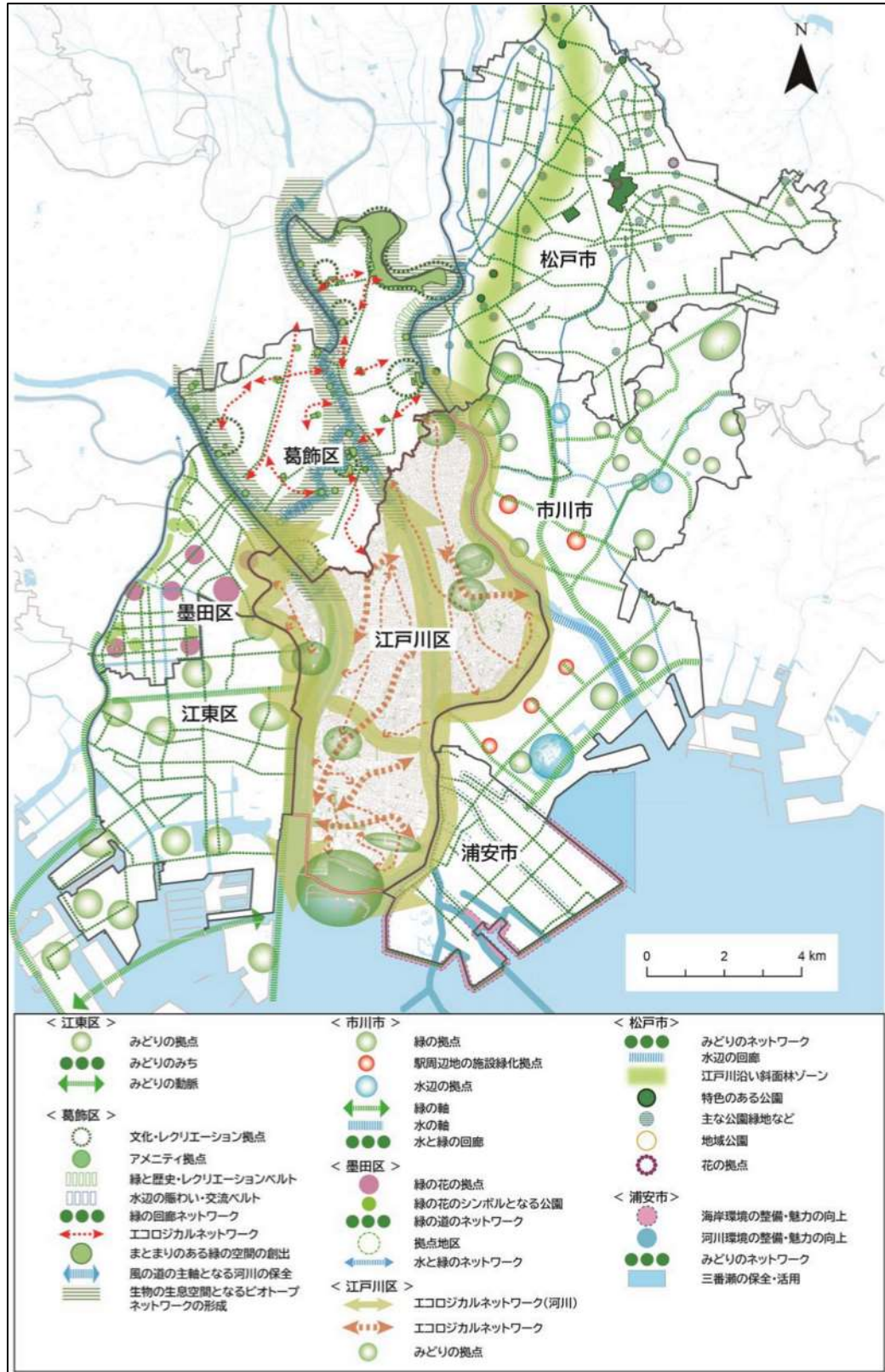


鹿骨地域農の風景育成地区 構想図

(4) 近隣自治体の動向

緑地の保全や緑化の推進、生物多様性の保全について取組を進めていくためには、近隣自治体の方針や取組との整合を図りながら、広域的な視点で水とみどりのネットワークや生物多様性への対応、具体的な施策を検討していく必要があります。

ここでは、近隣市の緑の基本計画で示されている水とみどりの拠点および軸やエコロジカルネットワーク*を整理します。



近隣自治体の状況